

# 令和3年度不祥事防止対策の実施状況

## 神奈川県職員等不祥事防止対策条例の体系

**第1条 目的**

県が不祥事を防止するため必要な措置を講ずることにより、職員等の倫理の保持及び公正な職務の遂行を図り、もって県政に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

<条例のねらい>

- ① 不祥事防止対策全般について、条例として広く県民に示し、県民注視の下に対策を進め、取組の充実・強化を図る。
- ② 要綱等の内部規程により実施している不祥事防止対策全般を体系的にまとめ、県民との約束として重い位置づけを持つ条例として制定し、不祥事防止に取り組む県の強い姿勢を明確に示し、もって職員一人一人の自覚を高め、不祥事防止対策のさらなる徹底を図る。
- ③ 県民の代表及び有識者による附属機関を設置し、県の取組について外部の視点からチェック機能を高め、時代に的確に対応した不祥事防止対策を実施する。
- ④ 不祥事防止対策の実施状況の公表を定め、取組の透明性を高める。

**第2条 定義**

【条例の対象範囲】

- ・ 一般職に属する職員（警察職員を除く）
- ・ 知事、副知事、公営企業管理者、教育長

【不祥事】

職員等が次の各号のいずれかに該当する行為を行うこと

- (1) 法令等に違反する行為
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠る行為
- (3) 県民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行
- (4) その他職務の遂行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為

**第3条 指針**

- 遵守すべき規準となる指針を策定し、職員等に周知

**第4条 研修**

- 研修の体制を整備し、定期的に研修を実施

**第5条 点検**

- 事務事業の執行状況の点検(業務点検)に必要な事項を規定
- 定期的に点検を実施し、結果に応じて措置を実施

**第6条 内部通報**

- 内部通報の受付、調査等の体制を整備
- 職員以外の事実を知り得る特定の者からの通報も対象
- 内部通報外部調査員も通報を受け付け、処理に対し意見、助言
- 内部通報外部調査員も必要に応じて自ら調査 など

**第7条 職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応**

- 記録、公表等働きかけに適切に対応するために必要な措置を実施

【働きかけ】

- (1) 法令等に違反する行為を職員に求める行為
- (2) 職務の公正な遂行を妨げるおそれのある行為等を行うよう職員に執ように求める行為

**第8条 その他の措置**

- その他必要な体制整備、措置等を実施

**第9条 神奈川県職員等不祥事防止対策協議会への諮問**

- 神奈川県職員等不祥事防止対策協議会の設置
- 重要な対策に関する意見をいただく。

<協議会の役割>

諮問・答申 : 条例改正を要するような新たな対策の実施や既存対策の変更、その他必要と認める重要な事項についての県の諮問に対し答申

建議 : 必要に応じて自主的に対策の充実・強化に向けた提案等の意見を提出

その他 : 対策全般に関する具体の実施状況報告を受けて県の取組に対し意見、助言

**第10条 実施状況の公表**

- 毎年度、第3条から前条までに規定する対策の実施状況を公表

# 概 要

詳細ページ

- I 神奈川県職員行動指針（条例第3条）** ..... 3  
新たに職員になった方に神奈川県職員行動指針カードを配布し、周知しました。
- II 研修の実施状況（条例第4条）** ..... 4  
総務局総務室、職員キャリア開発支援センター、各局・各所属において、不祥事防止に向けた研修を行いました。
- III 点検の実施状況（条例第5条）** ..... 5  
職員一人一人に対する自己点検を毎月実施しました。
- IV 内部通報制度の運用状況等（条例第6条）** ..... 7  
職場での不正行為などに関する職員からの通報を受け付け、調査等を行い、必要に応じて改善措置等を講じました。  
令和3年度は9件の通報を新たに受け付け、過年度分と合わせて4件の通報について処理を行いました。
- V 職務の公正な遂行を妨げる働きかけの状況（条例第7条）**  
職員が、法令等に違反する行為を外部から求められる、いわゆる「働きかけ」を受けた場合に、報告を義務付け、内容を記録し、その概要を公表する制度を運用しましたが、令和3年度は、この制度に基づく総務局総務室への報告はありませんでした。
- VI その他の不祥事防止対策（条例第8条）** ..... 10  
総務局総務室に「不祥事防止指導員」を配置し、教育委員会と警察本部を除く職場を対象に、不祥事防止の観点からヒアリングや点検を行い、必要な指導、助言を行いました。  
また、教育委員会でも、不祥事防止に向けた同様の取組を独自に実施しています。
- VII 神奈川県職員等不祥事防止対策協議会の開催状況（条例第9条）** ..... 19  
本県の不祥事防止対策については、外部からの意見をいただきながら進めることとしており、そのための外部有識者からなる神奈川県職員等不祥事防止対策協議会を、令和3年7月から8月の間に書面開催、令和4年1月にWeb会議で開催しました。
- VIII 内部統制制度の実施状況（地方自治法第150条）** ..... 20  
業務上のリスクをコントロールするため、全庁的に対応が必要なリスクを設定して、リスク対応策を実施し、各所属等で自己評価を行いました。

## I 神奈川県職員行動指針

神奈川県では、県民の視点に立つ県行政の実現に向け、県民の信頼に応え、県民全体の奉仕者として誇りと自覚、時代認識をしっかりと持って行動するよう、神奈川県職員行動指針を策定し、職員に周知しています。

平成19年度に職員全員に携帯用の職員行動指針カードを配布したことから、令和3年度は前年度と同様、新たに職員になった者を対象に2,021枚配布し、周知しました。

### 神奈川県職員行動指針

平成16年4月策定

平成19年10月改正

私たち神奈川県職員は、県民の視点に立つ県行政の実現に向けて、県民の信頼に応え、県民全体の奉仕者として誇りと自覚、時代認識をしっかりと持ち、次のとおり行動します。

#### 私たちの姿勢

- 1 前例にとらわれず、自ら行動し、新たな課題に挑戦します。
- 2 県民との対話を大切にします。
- 3 すべての人の人権を尊重します。
- 4 明るく、生き活きとした職場づくりを推進します。
- 5 地域社会の一員としての自覚を持って行動します。
- 6 職務に専念し、服務規律を遵守します。

#### 私たちの実践

- 7 自己啓発や能力開発に取り組みます。
- 8 男女共同参画の理念に基づき行動します。
- 9 個人情報保護と情報セキュリティを徹底します。
- 10 不当、不正な要求に対し、毅然として対応します。
- 11 日常点検や相互チェックを行い、事故・不祥事を未然に防止します。
- 12 日常の業務や生活のあらゆる場面で、環境への配慮を実践します。

#### 私たちの規律

- 13 信用失墜行為や職員全体の不名誉となる行為を行いません。
- 14 常に公私の別を明らかにし、県民の疑惑や不信を招く行為を行いません。
- 15 職務上知り得た秘密を漏らしません。
- 16 交通法規を遵守し、飲酒運転を行いません。
- 17 政治的中立性を堅持し、地位を利用して選挙運動を行いません。
- 18 許可なくアルバイト等に従事して、報酬など金品を受け取りません。

#### 管理監督者の役割

- 19 職員の能力を活かし、働きやすい職場環境を整備するとともに、総労働時間の短縮に向けた取組を行います。
- 20 常に適切な業務管理に努めるとともに、自ら職員の範となるよう行動し、職員の倫理の保持及び公正な職務の遂行を指導します。

## Ⅱ 研修の実施状況

令和3年度は次のとおり、不祥事防止推進補助者に対する研修、階層別研修等で不祥事防止のための研修を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、映像を職員の自席で視聴する、資料配布により代替するなど、研修方法を工夫して実施しました。

### 1 不祥事防止推進補助者研修（総務局総務室主催）

各所属の不祥事防止推進補助者（副課長、副所長など）を対象として、総務局総務室から不祥事事例の傾向や対策の紹介等、各所属研修や不祥事防止対策に活用できる題材を提供しました。また、映像を職員の自席で視聴する方法で、外部講師による研修を実施しました。

対 象	各所属の不祥事防止推進補助者
実 施 日	令和3年5月10日（月）～7月9日（金）
テ ー マ	・ 令和3年度不祥事防止対策の概要（総務局総務室） ・ 最近の不祥事事例から（総務局総務室） ・ マイナンバー制度の概要（デジタル戦略本部室）
開催方法	資料（説明の音声データ付き）をグループウェアに掲載

対 象	各所属の不祥事防止推進補助者
実 施 日	令和3年5月10日（月）～7月9日（金）
テ ー マ	・ 講演「事務ミス防止、業務改善研」 外部講師：株式会社オフィスソリューション 代表取締役 宮崎 敬 氏
開催方法	庁内映像配信

### 2 階層別研修等における不祥事防止研修（人事課・職員キャリア開発支援センター主催）

各階層別、職種別研修において、職員としての心構え、県職員の不祥事発生の状況、原因や対策、今後注意すべき課題などについて意識啓発を図りました。

研修名	開催月	開催方法
新採用職員研修	4月	集合研修 (ライブ配信併用)
交流職員研修	5月	オンライン研修
新任主幹級研修	5月	オンライン研修
臨任・会計年度任用職員研修	6月	オンライン研修
専門職職員研修	11月	資料配布

### Ⅲ 点検の実施状況

職員一人一人に対する自己点検を実施しました。

#### 1 自己点検

○対象：各職員等

○毎月、時宜を捉えたテーマで個人点検シートを作成し、庁内イントラを通じて配信しました。これにより、職員一人一人が主体的に任意の時間に点検を実施しました。

配信時期	テーマ	内 容
4月	内部統制制度	① 内部統制制度は、業務上のリスクをコントロールする制度だと理解できていますか？ ② 日常業務におけるリスク対応策を実施していますか？ ③ 実際にリスクが生じた時、リスク評価シートに適切に記載していますか？
5月	情報共有と業務見直し	① 日頃からスケジュールや業務の進捗をグループで共有していますか？ ② 安易に前例踏襲せず、業務を簡素化できる部分がないか検討していますか？ ③ コミュニケーションアプリや Web 会議システムなど、新しいツールを活用していますか？
6月	テレワークと情報管理	① 不特定多数の者が出入りする場所でテレワークを行っていませんか？ ② テレワークで利用を認めない情報は所属サーバの sec フォルダに入れていますか？ ③ 紙媒体の文書等を庁舎外に持ち出す際は、所属長等の許可を得ていますか？
7月	パワー・ハラスメントを根絶するために！	① プライベートに過度に立ち入っていませんか？ ② 相手の性格や容姿に関して、面白おかしく取り上げたり、それに同調していませんか？ ③ 専門用語を多用し、理解できない職員を侮辱するような発言をしていませんか？
8月	夏季休暇の留意点	① 休暇の予定を情報共有していますか？ ② 守秘義務を忘れず行動していますか？ ③ 基本的な感染症対策を休暇中も徹底していますか？
9月	不祥事事例から学ぶ	① 原本と照合する際は、できるだけ複数項目を対比して確認するようにしていますか？ ② 家族や知人に、業務上知り得た秘密（個人情報等）を伝えていませんか？ ③ メールの添付ファイル等は、送信前に開いて確認していますか？

10月	支払遅延を防止する取組の徹底	<p>① 契約書等で支払期日が定まっていない場合は、相手方が支払請求をした日から 15 日以内 に支払わなければならないことを認識していますか？</p> <p>② 支払遅延防止法における期間計算では、初日を算入することを認識していますか？</p> <p>③ 進行管理表を複数職員で共有し、出納員の支払確定処理までの進行管理をしていますか？</p>
11月	SNS の私的利用の注意点	<p>① SNS 上に完全な匿名はないことを理解して使用していますか？</p> <p>② 法令に反する内容を投稿していませんか？</p> <p>③ 勤務時間中に私的に SNS に投稿していませんか？</p>
12月	年末年始総点検	<p>① 重要書類を持ち帰る時は、なるべく寄り道をしないように心がけていますか？</p> <p>② 他の人もチェックするだろうと、確認がおろそかになっていませんか？</p> <p>③ 職場での相談や問題提起が難しい場合、内部通報の窓口があることを知っていますか？</p>
1月	事務ミス防止	<p>① 取り違えなどを防止するため、似ているものは区別しやすいようにしていますか？</p> <p>② 担当者が不在でも必要な対応ができるよう、手順書等を用意していますか？</p> <p>③ 失敗を見聞きしたときに、自分には関係ないと思っていませんか？</p>
2月	風通しのよい職場づくり	<p>① メール等の文字でのコミュニケーションでは、ちょっとしたことでも誤解の無いように丁寧に伝えていますか？</p> <p>② 余裕を持ったコミュニケーションを心がけていますか？</p> <p>③ チーム全員でコミュニケーションを取るようにしていますか？</p>
3月	新年度に向けて	<p>① 年度をまたぐ業務に処理漏れがないように、進捗管理をしていますか？</p> <p>② 引継ぎに向けて、引継書などを用意していますか？</p> <p>③ 更新がされていないマニュアル等がないか、確認していますか？</p>

## IV 内部通報制度の運用状況等

神奈川県では、職務の遂行上、次の(1)～(4)の行為が発生あるいはそのおそれがある場合に、職員自らが、担当窓口又は外部の弁護士（外部調査員）に通報できることとしています。

- (1) 法令等に違反する行為
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠る行為
- (3) 県民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行
- (4) その他職務の遂行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為

通報があった場合には、公正・透明な職場づくり相談窓口（総務局総務室及び教育局行政課に設置）の担当職員が、外部調査員の指示のもとに、通報者の保護を図りながら調査を行い、その結果、正すべきことがあった場合には、県は外部調査員の意見・助言を踏まえて必要な改善措置等を講じています。

令和3年度における内部通報制度等の運用状況は、次のとおりです。

### 1 通報・処理状況

通報窓口		通報件数	受理件数	処理済	処理中	
合 計		14 (4)	13 (4)	4 (3)	9 (1)	
通報 先別 内訳	知事部局等	相談窓口	10 (2)	9 (2)	2 (1)	7 (1)
		外部調査員	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0
		計	11 (3)	10 (3)	3 (2)	7 (1)
	教育委員会	相談窓口	0	0	0	0
		外部調査員	3 (1)	3 (1)	1 (1)	2
		計	3 (1)	3 (1)	1 (1)	2

※ ( ) 内は過年度分で内数

### 2 処理済案件の概要

#### (1) 令和3年度受付分

令和3年度に受け付け、令和3年度に処理を終えたものは、次のとおりです。

No	受付日	通報概要	調査結果、改善措置等
1 知 ・ 窓 口	3年4月 22日	部下から上司へのパワーハラスメントが行われている。パワーハラスメントを受けた上司の精神的被害は甚大である。部下の処分と異動を含む職場環境改善を希望する。	<p>○調査結果等</p> <p>職員の上司に対するパワーハラスメントは認められなかったが、業務及び組織のマネジメントに悩んでいた上司に対し、その上席者に当たる所属の管理監督者の支援は十分とはいえなかった。</p> <p>○改善措置等</p> <p>所属長会議等において、グループライダーや出先機関の課長などの職員がマネジメント等に苦慮するような場合には、上席者が適切な支援を行うよう改めて周知し浸透を図ることとした。</p>

## (2) 過年度受付分

令和2年度以前に受け付け、令和3年度に処理を終えたものは、次のとおりです。

No	受付日	通報概要	調査結果、改善措置等
1 知 ・ 外 部	2年5月 11日	令和元年度内に竣功していない工事について予算の繰越手続を執らずに完成検査を実施し、検査合格として工事業者への支払い処理が行われることになった。これは財務会計法令等に違反し、県民を欺く著しい不正行為である。	<p>○調査結果等</p> <p>本件工事については完成検査時における工事の完成が確認できたので未竣功ではなかった。しかし、完成検査時における本件工事の目的物の瑕疵は軽微とはいえ、当該瑕疵については本来、手直し命令に基づく指示により修補すべきであったが、完成検査の間際まで当該瑕疵を組織として把握していなかったため、その手続が執られていなかった。</p> <p>○改善措置等</p> <p>工事の進捗管理を組織的に実施するため「打合簿」「工事履行報告書」等による業務報告の徹底、幹部職員による定期的な現地巡回、朝ミーティングを通じた職員相互の意見交換、客観的な事実に基づく手続の適正運用についての意識の共有を行った。</p>
2 知 ・ 窓 口	3年1月 7日	職制上の上下関係にない先輩職員からマスクを着用するよう叱責を受け、局の恥であると面罵された。先輩職員に対しては今後こうした糾弾行為は不快であるから控えるようにと依頼したが「こっちが不快である」とまで言われた。この面罵は典型的なパワーハラスメントである。	<p>○調査結果等</p> <p>本件はマスクの着用の可否をめぐるチャットのやり取りにおける諍いであったが、職員にパワーハラスメントは認められなかった。</p> <p>○改善措置等</p> <p>メールやチャット等の文字だけのやり取りでは発信者の真意や発信内容のニュアンスが伝わらず誤解が生じやすいので、メールやチャット等で業務の連絡を行う場合には感情的な記述を避け、相手の立場に立ったコミュニケーションを取る必要がある。そこで、その旨を本県の不祥事防止の取組において周知徹底していくこととした。</p>
3 教 ・ 外 部	3年2月 15日	副校長から、職員室内で他の職員がいる中で叱責された。また、体調不良を理由に年次休暇を取得したのに、副校長から非難を受けた。	<p>○調査結果等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に聞こえるような話し方で通報者を叱責した事実や高圧的な態度で話をした事実は確認できなかった。</li> <li>・副校長が、通報者に対して「休んではいけない」と言った事実はなく、「通報者が休んだので、他の教員が授業を代行した」と言った可能性があることは確認されたが、これは病気休暇を否定する趣旨のものではなかった。</li> </ul>



			○改善措置等 なし
--	--	--	--------------

※ No欄の「知」は知事部局等、「教」は教育委員会に関する通報。また、「窓口」は公正・透明な職場づくり相談窓口、「外部」は外部調査員が受け付けた通報。

### 3 職員からの相談

「公正・透明な職場づくり相談窓口」では、内部通報のほか、職員から職場や仕事に関する相談を受け付け、問題の解決に努めています。

令和3年度に受け付けた相談の状況は、次のとおりです。

窓口 \ 相談の内容	サービス関係	人間関係	職場運営	その他	計
総務局総務室	0	6	10	3	19
教育局行政課	0	10	14	0	24
計	0	16	24	3	43

※ 「人間関係」はいじめ等の同僚等とのトラブル、「職場運営」はパワハラ等の上司等とのトラブルを含む。

内容区分	主な相談内容
サービス関係	
人間関係	同僚からの嫌がらせ(16)
職場運営	上司からのパワハラ(16)、過剰な業務負担(3)、業務不適合(1)、職員間の軋轢(1)、上司の職場管理・職員指導(3)
その他	その他(3)

---

## VI その他の不祥事防止対策

---

### 1 訪問指導

不祥事防止指導員が各職場を訪問し、「令和3年度不祥事防止への取組状況に関する事前調査」（以下「事前調査」という。）に基づき、業務の執行状況や不祥事発生リスク等を確認し、不祥事防止の観点から所属長に指導、助言を行っています。

#### ○ 訪問指導箇所

- 訪問指導の対象となる所属は、近年における不祥事案の発生状況、事前調査の結果等を考慮し、また、新型コロナウイルス感染症への対応状況等を踏まえて決定しました。

本庁機関	出先機関	計
18 (15)	18 (18)	36 (33)

\*括弧内はWeb会議による実施箇所数（教育委員会及び警察本部を除く）

#### ○ 実施方法

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を受け、全所属を対象とした書面による「事前調査」を実施した上で、不祥事防止指導員（専任職員）が、7月以降、対象を一部所属（36箇所）に絞って訪問しました。
- 「事前調査」の回答に基づき、所属長からの聴き取り、当該所属の不祥事防止の取組に対する指導、助言及び支援を行いました。訪問指導は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議による方法を中心とし、一部所属については、不祥事防止指導員が所属を訪問する方法により実施しました。

#### ○ 指導状況

- 令和3年度不祥事防止対策実施方針「2取組強化項目」及び内部統制制度におけるリスク項目のうち特に留意すべきものについて、該当所属から提出された事前調査回答を踏まえ、各項目への取組状況を聴取し、会計事務、情報管理、ハラスメント対策等について助言・指導を行いました。

## 2 教育委員会独自の取組

### 令和3年度の実施状況

わいせつ事案防止対策有識者会議により、令和3年4月に取りまとめられた「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言」を踏まえ、わいせつ事案の根絶を最重要の課題とし、次のとおり具体的取組を実施した。

### 第1 わいせつ事案の根絶に向けた取組

注1 [ ] は、提言の方策番号

注2 下線は、拡充した内容

## 1 提言を踏まえた取組（提言の方策1から方策8への対応）

### （1）教職員に求められる高い倫理感の保持・向上

#### ア 教職員の倫理に関する指針の策定【新規】…〔方策1〕

教育の専門家としての自覚、意識を高め、教職員としてのアイデンティティを確立するため、教職員の倫理に関する指針（以下「指針」）を策定した。

##### ■実施内容

- (ア) 学校長等の意見を聴きながら、指針を策定
- (イ) 指針を活用し、全教職員に対する所属研修等を実施

- 「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針」の策定、各県立学校及び各市町村教育委員会等へ通知（9月3日）
- 倫理指針カードを作成、各県立学校へ配付（12月23日）

#### イ 教職員に対する研修等の充実

##### ① 映像資料の作成・活用【新規】…〔方策2〕

児童・生徒に対応する際の適切な相談、指導のあり方について、具体的な場面を想定して映像化し、各学校で研修等を実施した。

##### ■実施内容

- (ア) 具体的な相談、指導の場面に合った内容の映像資料を企画、作成
- (イ) 映像資料を活用し、全教職員に対する所属研修等を実施

- 映像資料「不祥事を自分事として考える」を作成、各県立学校及び各市町村教育委員会等へ配付（12月23日）

##### ② 性被害の影響について理解を深める研修等の実施【新規】…〔方策3〕

児童・生徒が受けた性被害による深刻な影響等について、専門家やNPO等の関係団体と連携し、教職員の理解を深める研修等を実施した。

##### ■実施内容

- (ア) 効果的な研修内容、実施方法を策定
- (イ) 専門家やNPO等の関係団体と連携し、全教職員に対し、研修等を実施

- 人権教育担当者を対象とした研修（6月11日）
- 「教員自らが考える教員によるわいせつ事案防止セミナー」開催（9月6日）
- 「（映像資料）教員による子どもへの性加害について考える～子どもを守るためにすべきこと～」（慶應義塾大学 小笠原和美教授）を作成し、各県立学校及び各市町村教育委員会等へ配付（3月28日）

## （2）わいせつ事案防止のための校内の環境（システム）の整備

### ア 相談、指導における留意事項の周知徹底【拡充】…〔方策4〕

児童・生徒との相談、指導において、複数対応を徹底した。

また、スクールカウンセラー等の専門家との早期の連携や、他教職員との情報共有等の留意事項を示し、相談、指導における組織的な対応を徹底した。

#### ■実施内容

- (ア) 相談、指導における留意事項を再整理し、各学校へ通知
- (イ) 各学校において、通知に基づく研修を行うなど、全教職員へ徹底

- 「児童・生徒に対する相談・指導等における留意事項の徹底について」（8月5日付けで通知）

### イ 学校内で不祥事を未然防止・早期発見するための体制づくり【拡充】…〔方策5〕

各学校において、不祥事防止等に関する教職員等からの提案や意見を受け付け、その対応を検討する体制を整備した。

#### ■実施内容

- (ア) 児童・生徒や教職員からの声を受け付けるなど、より効果的な不祥事防止の取組を進めるため、県立学校長会議等と調整の上、各学校に既設置の「事故防止会議」の体制を強化
- (イ) 各学校において取組を実施

- 県立学校の管理運営規則及び同運用を改正し、「不祥事防止会議」を設置（12月1日施行）

## （3）教職員を組織的にサポートする体制づくり

### ア 同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実【拡充】…〔方策6〕

初任者等が業務上の課題やストレス等を抱え込まないように、初任者指導員や管理職が連携し、組織的な支援・相談体制の充実を図った。

実施に当たっては、県立学校長会議等を通じて、各学校の取組を情報共有するなど、学校間でのより一層の連携を図った。

#### ■実施内容

- (ア) 各学校において、若手教員等に対する組織的な支援、相談のための取組例（①相談者の指定等、②校内組織の設置等、③若手教員を対象とした研修会の活用等）のうちから、各学校の実情に応じて選択し、実施

(イ) 不祥事防止ポータル等を活用した各学校の取組事例の情報提供

○参考となる取組事例をポータルへ掲載、周知（9月28日掲載）

#### (4) 再発（未然）防止を目的とした専門家との積極的な連携

##### ア 臨床心理士等による個別事案の分析等【新規】…〔方策7〕

わいせつ事案のうち、発生原因が不明な事案や詳細な心理分析を要する事案について、行為者に対し臨床心理士等による面談（ヒアリング）を実施し、不祥事に至る背景、経緯等を聴取し、専門的な見地から原因分析や再発防止対策等について報告を受け、再発防止の取組に反映した。

##### ■実施内容

(ア) 不祥事を起こした行為者に対し、臨床心理士等の専門家による面談（ただし、行為者の承諾が必要）を実施

(イ) 専門家による分析結果を踏まえ、具体の再発防止策等を検討し、取組に反映

○対象者3人に対し、臨床心理士による面談を実施（7月、9月、12月）

##### イ 「自分を見つめるチェックシート」の作成・活用【新規】…〔方策8〕

専門家の意見等を踏まえて、教職員の心理状況を客観的に分析できるような質問事項を盛り込んだチェックシートを作成し、教職員に配付し自己の内面の振り返りに活用する。

##### ■実施内容

(ア) 有識者会議委員等の専門的知見を活用し、チェックシートを作成

(イ) 教職員に対するチェックシートの配付、及び教職員からの相談に対応する専門機関の紹介等を実施

○令和4年4月中にチェックシートを配付予定

## 2 改善等を行うこれまでの取組

### (1) 校長等による個別面談等の実施【拡充】

すべての教職員に対する校長からの個別面談、指導を拡充するとともに、職場で教職員が孤立することがないように日常的に声掛けを実施した。

##### ■実施内容

教職員の状況を把握する機会を増やすため、年間3回以上の面談を実施

### (2) 職員啓発資料等の充実・活用【拡充】

不祥事防止リーフレットに、わいせつな行為等が禁止される立法趣旨や、児童・生徒に与える深刻な影響等を加え、内容を更新した。

##### ■実施内容

毎月発行する啓発・点検資料に加えて、不祥事防止リーフレットを作成、配付し、各学校において、児童・生徒と接する業務に従事する教職員を対象とした校長等による個別面談で活用（3月28日）

**(3) セクハラアンケートの活用【拡充】**

生徒及び教職員へアンケートを実施し、セクハラの実態を把握し、事実確認及び被害への対応を実施した。

■実施内容

効果的な実施時期等を検討の上、年1回であったアンケートを年2回実施（第1回：7月、第2回：12月）

**(4) 児童・生徒のセクハラ等に対する意識啓発、相談体制の周知【拡充】**

児童・生徒のセクハラ等についての一層の理解とともに、性被害から自分の身を守ることの重要性や教職員等から不適切な行為を受けた際に相談を受ける体制を周知し、組織的な対応を徹底した。

■実施内容

ア セクハラ防止のための啓発資料及びポスターの配付（校内の担当者、連絡先を必ず明記）

イ セクハラ相談窓口の周知（全校集会等の機会を利用）

ウ 「生命の安全教育のための教材及び指導の手引き」（内閣府・文部科学省作成）の周知、活用

**(5) 不祥事の背景等の情報提供及び具体的な原因分析【拡充】**

懲戒処分にあたっては、教職員の理解のため、不祥事の具体的な背景・経緯に関する情報提供（綱紀保持通知の発出と併せて）を行った。

■実施内容

不祥事が発生した原因や再発防止策について、専門的な見地から分析・整理し、県立学校長に情報提供

**(6) 教職員の私物端末の適切な取扱いの再徹底【拡充】**

緊急対応等やむを得ない場合を除き、教職員が、私物端末により、児童・生徒を撮影することについて禁止を徹底した。

■実施内容

教職員及び児童・生徒に対し、他人を撮影することのリスク等について周知し、校内での撮影に係る危機管理の意識を醸成

**(7) 児童・生徒とのSNS等利用の禁止の再徹底【継続】**

**(8) 児童・生徒の連絡先の適正な取得・管理方法の再徹底【継続】**

**(9) 教科準備室等の適切な利用【継続】**

## 第2 全体的な不祥事防止の取組

注1 下線は、拡充する内容

注2 わいせつ事案根絶に資する内容も含む

### 1 教職員に求められる高い倫理感の保持・向上

#### (1) 教職員に対する研修等の充実【継続】

ア 総合教育センターが実施する階層別研修、人権教育研修等

イ 所属長に対する不祥事防止研修

○ 県立学校長会議全体会での書面による不祥事防止研修（県立学校）

第1回（4月21日）、第2回（11月12日）、第3回（1月17日）

○ 教育局施設長会議での不祥事防止研修（教育機関）（中止）

#### (2) 職員啓発・点検資料等を通じた取組強化等【継続】

○ 強化取組期間を指定し、全所属で計画的に不祥事防止に係る対策を実施

○ 毎月、10個程度の点検項目と点検項目の解説等を掲載した不祥事防止職員啓発・点検資料を作成・配付

○ 校長コラム及び学校現場の声（啓発点検資料等に掲載）

#### 《令和3年度不祥事防止職員啓発・点検資料発行一覧》

発行時期	テーマ	強化取組期間	担当
5月	STOP! ザ・セクハラ／わいせつな行為	わいせつな行為・セクハラ防止（通年）	行政課
6月	定期試験・成績処理の事故防止		高校教育課、行政課
臨時	要配慮個人情報の取扱いについて		総務室
7月	体罰、不適切な指導の防止		特別支援教育課、行政課
8月	服務規律の遵守		教職員企画課、行政課
9月	個人情報の適切な取扱い・情報セキュリティ		総務室、行政課
10月	適切な私費会計の取扱い		財務課、行政課
11月	飲酒運転等の根絶に向けて		行政課
12月	入学者選抜の事故防止		高校教育課、行政課
臨時	適正なソーシャルメディアの利用について		行政課
1月	職場のハラスメントの防止		総務室、教職員人事課、行政課
2月	コンプライアンス意識の醸成		行政課
3月	風通しの良い職場づくり（適切な業務執行体制の整備）		行政課
4月	児童・生徒の個人情報の取扱い		行政課、高校教育課



### (3) 不祥事ゼロプログラムの推進【継続】

不祥事ゼロプログラム作成方針を策定し、全所属で職員の全員参加による継続的な不祥事防止対策の実施を推進するとともに、各所属のプログラムの作成・検証・公表の各段階について、適切な実施・運用がされているか確認した。

ア 必須課題の設定

イ 内部統制制度の導入に伴う実施方法の見直し

### (4) 効果的な所属研修の実施【継続】

### (5) 教育委員会ネットワーク等を活用した教職員一人ひとりへの直接的な働きかけ【継続】

不祥事防止の取組の主体であることを一人ひとりの教職員が認識できるように、教職員がアクセス可能なネットワークを通じて、啓発資料、メッセージ、綱紀保持通知などを発信し、教職員一人ひとりに直接的な働きかけを実施した。

## 2 不祥事防止のための校内の環境（ルールや施設環境）の整備

### (1) 行政事務調査・指導等の実施【継続】

行政事務調査、財務事務調査指導を引き続き実施し、教育局職員が、学校等の所属を巡回して、適正な事務執行について調査・指導を実施した。

○行政事務調査（総務室、行政課、教職員企画課、教職員人事課）

県立学校116校（実施率68.6%）、延べ148校

（令和2年度：県立学校110校（実施率65.1%）、延べ147校）

○財務事務調査指導（財務課）

県立学校169校（実施率100%）

（令和2年度：県立学校169校（書面調査）（実施率100%））

## 3 教職員を組織的にサポートする体制づくり

### (1) 教職員アンケートの継続的な実施【継続】

職場におけるハラスメントの実態や教職員の意識の変化等を確認し、必要な対策を講じるため、教職員アンケートを引き続き実施（11月19日）した。

### (2) ハラスメント相談窓口の周知【継続】

## 4 経験の浅い教職員（採用5年以内）による不祥事の防止

### (1) 臨時的任用職員等に対する取組【拡充】

ア 臨時的任用職員の任用時における面接の拡充

登録時の面接に加え、実際の任用に際し、教育局職員による面接を拡充し、教員としての資質を確認した。

イ 教育局幹部職員等による不祥事の具体的事例を交えた研修の実施

ウ 臨時的任用職員等向けリーフレットの活用

### (2) 新規採用段階における不祥事防止の意識付け【継続】

フレッシュティーチャーズキャンプ（新規採用予定者研修）での不祥事防止の講話の実施（2月26日、3月5日）した。



### (3) 新規採用試験の工夫・改善【拡充】

- ア 面接方法等の工夫・改善
- イ 受験者の懲戒処分歴等の確認を徹底  
教員採用試験の提出資料に懲戒処分歴を記載する欄を設けるとともに、「官報情報検索ツール」を活用し、受験者の懲戒処分歴等の確認を徹底した。

### (4) 教員養成段階における働きかけ【継続】

- ア 教員養成機関（大学等）へリーフレット等により情報提供（10月18日）を  
するとともに、要望があった大学について説明会を実施  
国際医療福祉大学（10月20日）、他5大学にリーフレットを追加送付した。
- イ かながわティーチャーズカレッジ（教員志望者向け研修）での不祥事防止の  
講話の実施（1月16日）

## 5 学校現場に特有の不祥事、公務上発生する不祥事の防止

### (1) 体罰及び不適切な行為（指導）の防止【継続】

- ア 体罰等の未然防止のための環境整備
  - ①複数の教員間で相互チェックが働く体制の整備
  - ②管理職による校内の定期的な巡視
  - ③児童・生徒へ校内における相談窓口の周知
- イ 体罰防止リーフレットの活用の促進
- ウ 人権教育研修を実施

### (2) 定期試験、成績処理、進路関係等に係る不適切な事務処理の防止【継続】

### (3) 児童・生徒に係る個人情報扱う際のルールと意識の再徹底【継続】

### (4) 不適切な公金等の取扱いの防止【継続】

## 6 入学者選抜に係る採点誤りの再発防止の徹底

### (1) 入学者選抜に係る採点誤りの再発防止の徹底【拡充】

## 7 市町村教育委員会との連携

### (1) 臨時的任用職員に対する取組【拡充】

- ア 臨時的任用職員の任用時における面接の拡充の依頼
- イ 不祥事の具体的事例を交えた研修の実施

### (2) 効果的な取組に関する情報交換等【拡充】

- ア 県・市町村教育委員会教育長会議（政令市含む）  
県及び各市町村教育委員会の教育長が参加する会議において、直近の懲戒処  
分の状況や不祥事防止の取組について情報交換を実施した。
  - 第1回（4月28日）  
県教育委員会及び県内33市町村教育委員会の教育長により、「教職員による  
わいせつ事案根絶の取組を推進するための申合せ」を行った。
  - 第2回（2月14日（書面開催））
- イ 県・市町村教育委員会不祥事防止協議会

各教育事務所単位で、県教育委員会と市町村教育委員会による不祥事防止協議会を設置し、実効性のある取組などについて、情報交換を実施（3月9日（書面開催））した。

ウ 市町村教育委員会人事担当者向けの不祥事防止研修

**（3）市町村教育委員会への働きかけ【継続】**

**第3 不祥事防止に係る通知の発出等（主なもの）**

通知名	通知日付	通知者
令和3年度教育委員会不祥事防止の取組について	4月27日	教育長
県立学校教職員の皆さんへ（メッセージ）	7月16日	
教職員の不祥事根絶に向けた指導の徹底等について	8月5日	
	8月26日	
	9月29日	
	11月29日	
	12月23日	
教職員（職員）の逮捕について	3月28日	
	6月23日	
	7月14日	
網紀保持通知	8月2日	
網紀保持通知	3月24日	
網紀保持通知	12月22日 (年未年始)	
「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針」について	9月3日	
網紀保持通知	1月14日	教育局長
児童・生徒に対する相談・指導等における留意事項の徹底について	1月31日	
児童・生徒等に関する個人情報の適切な取扱い及び私的にソーシャルメディアを利用する場合の留意事項の徹底について	8月5日	
個人情報の適切な取扱いの徹底について	10月20日	
わいせつ事案等の根絶に向けた取組について	2月8日	総務室長
個人情報の適切な取扱いについて	12月23日	行政課長
	3月28日	
個人情報の適切な取扱いと事故防止の徹底	6月16日	高校教育課長
学習評価の適切な実施について（各市町村教育委員会教育長あて）	10月14日	
学習評価の適切な実施について（各市町村教育委員会教育長あて）	10月19日	子ども教育支援課長
	11月29日	

## Ⅶ 神奈川県職員等不祥事防止対策協議会の開催状況

神奈川県では、有識者等6名からなる神奈川県職員等不祥事防止対策協議会を設置し、外部の方からの御意見を伺いながら不祥事防止のための諸対策を実施しています。

令和3年度は、令和3年7月から8月に書面開催、令和4年1月にWeb会議で開催し、令和4年度不祥事防止対策等について意見をまとめていただきました。

### 1 委員（任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日）

会 長	よこみぞ 横溝	くみ 久美	弁護士
副会長	しばた 柴田	なおこ 直子	神奈川大学教授
委 員	たかの 高野	けんいち 研一	慶応義塾大学大学院附属研究所顧問
委 員	なかもと 中元	ふみのり 文徳	公認会計士
委 員	ふじもと 藤本	まさよ 正代	情報セキュリティ大学院大学教授
委 員	よしみず 吉水	けいこ 啓子	株式会社むげん代表取締役社長

※会長、副会長は令和3年4月1日より就任

### 2 開催状況（\*回は通算）

【第32回】開催日：令和3年7月30日（金）から8月16日（月）まで

- 議 題：1 会長及び副会長の選出  
2 令和2年度不祥事防止対策実施結果  
(1)知事部局等 (2)教育委員会  
3 令和3年度不祥事防止対策  
(1)知事部局等 (2)教育委員会

概 要：委員の互選により、会長に横溝委員を、副会長に柴田委員をそれぞれ選出したほか、令和2年度不祥事防止対策実施結果等について討議を行った。

【第33回】開催日：令和4年1月18日（火）

- 議 題：1 令和3年度不祥事防止対策実施状況  
(1)知事部局等 (2)教育委員会  
2 令和4年度不祥事防止対策

概 要：令和4年度不祥事防止対策等について、意見を伺った。

---

## VIII 内部統制制度の実施状況

---

地方自治法の改正により、令和2年度から内部統制制度が導入されました。

県ではこれまでも不祥事防止対策に取り組んできましたが、内部統制制度の導入により、全庁的に対応が必要なリスクを設定して、各所属等で自己評価を行うとともに、独立的評価所属（行政管理課）が第三者的な視点から評価し、その報告書を監査委員が審査した上で議会に提出・公表することとしています。こうしたプロセスにより業務上のリスクをコントロールしていきます。

### 1 実施状況

#### （1）令和2年度内部統制に関する実施状況について

- ・令和2年度におけるリスク対応策の実施について、内部統制推進者（所属長）から自己評価の報告を受け、制度所管責任者（総務局財産経営部長等）及び独立的評価責任者（組織人材部長）の評価を行い、評価報告書を作成しました。
- ・作成した評価報告書については、監査委員の審査を経て意見書とともに議会に提出し、令和3年12月17日に県ホームページにて公表しました。

#### （2）令和3年度内部統制に関する実施状況について

- ・関係所属からの意見を踏まえ、令和3年4月1日付で「内部統制実施要領」等を一部改正しました。併せて、令和2年度の運用結果を踏まえ、令和3年11月29日付で「内部統制に関する要綱」等を一部改正しました。
- ・令和3年度における内部統制について、内部統制推進者（所属長）に依頼し、令和3年12月末時点及び令和4年3月末時点の自己評価を実施しました。
- ・内部統制推進補助者（所属長）から報告を受けた自己評価をとりまとめ、制度所管責任者（総務局財産経営部長等）の自己評価を付したうえで、独立的評価責任者（組織人材部長）に評価報告書作成を依頼しました。

### 2 今後の取組

- ・知事部局の全所属の自己評価について、令和4年3月末時点の確認を行った上で、評価報告書の作成を独立的評価所属において行います。
- ・知事部局分の評価報告書は、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見を付した上で議会に提出するとともに、県民に公表します。